



いじめ防止基本方針

札幌市立平岸西小学校

令和8年8月改訂

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる」との意識をもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に取り組むことが重要である。

学校は、子どもが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければならない。一人一人の子どもが大切にされているという実感をもたせ、互いに認め合い信頼し支え合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組むことが大切である。

○いじめを受けた子どもにも何らかの原因がある又は責任があるという考え方はあってはならない。いじめの未然防止に努めるとともに、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

○望ましい人間関係を自ら構築していく力を育むとともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

1 いじめとは何か

いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。『いじめ防止対策推進法』より

2 いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に「いじめの防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「いじめに対する措置」に的確に取り組むことが必要である。

次の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- 多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、いじめ防止対策委員会で情報共有して対応する。
- 「発達障がいを含む障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所により避難している児童」等、特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

Ⅱ いじめの防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめの防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。

子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

1 子どもや学級の実態を把握する

教職員の気付きが基本

子どもや学級の実態を把握するためには、教職員の気付きが大切である。子どもと同じ目線で物事を考え、共に笑ったり感動したりする等の場を共有することが必

要である。教職員には、子どもの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

実態把握の方法

子どもの個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要である。子どもの表情や態度等から捉える日常的な実態把握のほか、「節ごとの振り返り」「本校独自の児童アンケート」や市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）等を活用して実態把握に努める。

配慮を必要とする子どもの進級や進学・転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを実施する。

2 互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくりを図る

自分たちで望ましい人間関係や生活を築く集団活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

教職員の姿勢は、子どもにとって重要な教育環境の1つである。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むことにつながり、いじめの発生を抑え、いじめの防止の大きな力となる。

自尊感情を高める学習活動

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた」「仲間の役に立った」という経験が、自尊感情を高めることにつながり、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する姿をつくり出す。

子どもの良きモデルとしての教職員

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもを傷付け、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもの良きモデルとなり、信頼されることが求められる。

教職員の協働体制の構築

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や生徒指導等について尋ねたり相談したりすることができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ協働で対応する体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、子どもを中心に据えた教育活動を展開していくことが必要である。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

命を大切にする指導や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、思いやりの心を育む道德教育等の充実を図ることは、豊かな心を育成する上で必要不可欠である。

命を大切にする指導の充実

子どもが自己を肯定的に受け止め、自他のかげがえのない命を大切にしようとする心を育むためには、学校・家庭・地域社会が共に手を携え、命を大切にする指導の充実を図ることが重要である。「子ども理解に関わる校内研修」や「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定し、具体的な指導を展開していく。

人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。また、子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の充実を図ることが大切である。いじめは、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめ防止に向けていじめをしない・許さないという豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で登場人物の心のゆれを追体験させることにより、人間としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」等に触れることで自分自身の生活や行動を省みることが、いじめの抑止につながる。

4 保護者や地域の人々への働きかけ

学級懇談会等において、いじめ防止の指導方針などを説明し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動の充実を図ることも大切である。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集に努めることが大切である。

1 教職員のいじめに気付く力を高める

子どもの立場に立つ

一人一人の子どもの個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもの言葉をきちんと受け止め、子どもの立場に立ち、子どもを守るという姿勢が大切である。

子どもを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもに気づき、子どもの些細な言動から表情の裏側にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めていくことが求められている。そのためには、子どもの気持ちや行動の共感的理解に努めることが必要である。

2 いじめが見えにくい理由

<いじめは大人の見えないところで行われている>

無視やメールなどの客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われている。

<いじめられている本人からの訴えは少ない>

いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はダメな人間だ」「訴えたらその仕返しが怖い」「訴えても大人は信用できない」などの心理が働いている。

<ネット上のいじめは最も見えにくい>

ネット上でいじめに遭っている兆候は、学校では把握しにくい。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホを見ない」「PCの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめに遭っている可能性があることを保護者に啓発し、いじめが疑われる場合は、即座に学校へ連絡するように依頼しておくことが必要である。

3 早期発見のための手立て

(1) 日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

(2) 子どもの人間関係の把握

子どもは、中学年からグループを形成し人間関係が固定化し始める。発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期からいじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようになっているかを把握し、気になる言動が見られた場合には適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 気軽に相談できる環境づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。

(4) アンケート調査の実施

「節ごとの振り返り」「本校独自の児童アンケート」や市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』(年1回実施)等を活用して実態把握に努める。いじめられている子どもにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況も考えられ

るので、アンケートはあくまでも発見の手立ての1つであるという認識も必要である。

(5) シャボテンログの活用

心と体の健康観察アプリ「シャボテンログ」への毎日の入力状況を確認し、児童の心の変化やSOSにいち早く気付けるようにする。

4 相談しやすい環境づくりに努める

子どもが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、とても勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

本人からの訴え

日頃から「よく言ってくれたね」「全力で守るからね」という教職員の姿勢を伝え、るとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じ、心身の安全を保障する。

周りの子どもからの訴え

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の子どもたちから目を届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元を絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

保護者からの訴え

保護者がいじめに気付いた時に即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を構築しておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時にこそ、よいところや気になること等の学校の様子を連絡し、保護者との信頼関係を築いていくようにする。

IV いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの発見

正確な実態把握

- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間等)
- 当事者や周りの子どもから聞き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。

指導体制・方針決定

子どもへの指導・支援

保護者との連携

今後の対応

- 指導方針を明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- 関係機関（市教委や警察等）との連携を図る。
- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 人権意識の高揚を図る学級での指導を行う。
- 直接会って、具体的な対策を伝える。
- いじめた子どもの保護者に協力を求め、いじめられた子どもの保護者に対して必要な対応を行ってもらう。
- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等を活用して心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でその時にいじめを止めるとともに、いじめていた子どもに適切な指導を行うことが必要である。併せて、直ちに管理職に報告し、いじめ防止対策委員会で対策を練る。

事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめていた子どもから聞き取るとともに、周りの子どもやいじめられた子どもの保護者などからもくわしく情報を得て、正確な実態把握に努める。なお、保護者対応は、複数の教職員（担任、学年主任、担任外教諭等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- 誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- どのようないじめか？どんな被害を受けたか？【内容】
- いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- いつ頃からどのくらい続いているのか？【期間】

子どもの個人情報
報は、その取扱い
に十分注意する。

3 いじめが起きた場合の対応

いじめられた子どもに対して

子ども…まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「全力を挙げて必ず解決すること」を伝える。

保護者…発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接

伝える。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。「継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組んでいくこと」を伝える。

いじめた子どもに対して

子ども…いじめた気持ちや状況等について十分に聞き取り、子どもの背景にも目を向けて指導する。心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

保護者…正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、双方にとってよりよい解決を図っていく決意を伝える。いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

周りの子どもに対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

継続した指導を図る

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行っていくことを怠ってはならない。いじめられた子どものよさを見付け、褒めたり励ましたりして自信を取り戻させる。カウンセラー等を活用し、いじめられた子ども・いじめた子ども双方の心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止に向けて日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じて、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一段階に過ぎず、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

V ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネット上のいじめを発見した場合は、事実関係を記録した上で、教育委員会に相談し、必要に応じて警察と連携を図りながら削除の措置をとる。

1 インターネットの特殊性による危険とは

ネット上のいじめには、①メールでのいじめ ②ブログでのいじめ ③学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ ④SNSから生じたいじめがある。

＊ブログ…「ウェブログ」の略で、個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

＊SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略で、コミュニティ型の会員制Webサイト。

- 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定される等、情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたることが重要である。

学級懇談会で伝えたい内容

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<特殊性による危険を踏まえた指導内容>

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- 匿名であっても書き込みをした人は、特定できること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

<子どもが陥りやすい心理>

- 自分だと分からなければ…（匿名で書き込みができるなら…）
- あの子もやっているから…
- 動画共有サイトで目立ちたい。

3 早期発見のためには

「ネット上のいじめ」が起こっている場所は、学校以外の場所であり、保護者が発見する可能性が高い。保護者に対して学級懇談会等で「メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いた場合は躊躇なく問いかけていじめの有無を把握し、いじめを発見した場合は即座に学校へ相談すること」を伝えておく。

4 早期対応のためには

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

書き込みや画像の削除

- ①掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウトする。（携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影する。）
- ②掲示板の管理人へ削除を依頼する。
- ③（②で削除されない場合）掲示板のプロバイダに削除を依頼する。
- ④（③でも削除されない場合）警察や法務局へ相談する。

不適切な情報の拡散への対応

「拡散しないと、自分がターゲットにされる」「拡散希望」といった、不安を煽る内容や真偽不明の情報（デマ）を確認した際は、以下の対応を徹底する。

- ・拡散の即時停止：児童に対し、返信や転送（シェア）を絶対にせず、その場で止めるよう指導する。
- ・心理的ケア：「送らないと災いが起きる」といった脅迫内容に対し、科学的根拠がないことを伝え、児童の不安を取り除く。

- ・相談体制の確立：拡散の加害者・被害者にならないよう、怪しいメッセージは一人で判断せず、すぐに大人へ相談する流れを周知する。

Ⅵ いじめの防止等の対策のための組織

学校がいじめの問題に実効的に対応するためには、学校に常設の組織を必ず設置することが「法」で規定されている。本校では、『いじめ防止対策委員会』を設置し、いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置に組織的に対応していく。

1 いじめ防止対策委員会

組織

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者をもって構成する。委員長は、教頭が担い、委員会を定例で開催するほか、必要に応じて随時開催する。

活動内容

- いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携を図りながら適切に対応する。
- 『いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び改善を行う。（PDCAサイクルで検証する。）
- いじめや問題行動などに係る情報を集約し、それらの情報は教職員に共有化を図る。
- 月に1回委員会を開催し、いじめの認知や解消の件数、個別の対応状況、問題行動などに係る情報を確認・集約し、会議録を作成、教職員に共有化を図る。
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

2 教育相談体制の整備

教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付ける

教職員一人一人が、悩んでいる子どもに気付いて声をかけ、話をよく聴いて、必要な支援につなげていくというゲートキーパーの役割を果たすことが求められる。そのためには、教職員がゲートキーパーとしての基礎的素養を身に付け、保護者や地域・関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが重要である。

スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーを有効に活用し、子どもや保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談することができる教育相談体制を築く。

- 教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任等が子ども一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をする。
- 必要に応じて校内学びの支援委員会へ参加し、より実効的ないじめの問題の解決に資する。
- いじめが子どもの心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から教職員、保護者に伝え、いじめを防止することの重要性について啓発する。

VII 重大事態への対応

学校は万が一、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ報告し、いじめ防止対策委員会の中に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めながら迅速に対応する。

重大事態の意味

- 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童が相当の期間、学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき

1 重大事態発生時の対応時の対応

児童からの聴き取りについて

【いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合】

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査が必要である。

【いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合】

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

【自殺の背景調査における留意事項】

- 背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 詳しい調査を行うに当たり、調査の目的や方法・概ねの期間・入手した資料の取扱・遺族に対する説明の在り方・調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族との合意を図る。
- 初期の段階でトラブルや不適切な対応が無かったと決め付けたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることが無いように留意する。
- 亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

重大事態発生時の組織体制と報告について

重大事態調査を実施する場合、「重大事態調査の実施や対応を行うチーム」と「児童生徒への必要な支援及び指導を行うチーム」の2チームに分けて対応し、同時並行で対処できる体制を構築する

保護者が「大ごとにしたくない」と調査を望まない場合でも、学校は教育委員会に報告し、重大事態として調査に当たる必要がある。この際、調査自体を明らかにしないなどの工夫を説明し、理解を得るよう努める。

また児童が一定期間連続して欠席し、要因にいじめが考えられる場合、早い段階（3～5日程度）で教育委員会に報告・相談し、重大事態調査の準備を開始する。

警察への相談・通報

児童の命や安全を守ることを最優先とし、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合は、教頭が窓口となり警察への相談・通報を行い、適切な支援を求め連携を図る。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには所轄の警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求めなければならない。

『いじめ防止対策推進法』より

2 配慮事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりすることもある。児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

Ⅷ いじめの早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ グループにすると机と机の間に隙間がある。
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- ☐ 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- ☐ 些細なことで冷やかしたり茶々を入れてきたりするグループがある。
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。

いじめられている子ども

<日常の行動・表情の様子>

- ☐ 顔色が悪くて元気がなく、ため息をついたり、ぼんやりしたりしている。
- ☐ いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている。
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない。
- ☐ 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- ☐ 理由もなく遅刻・早退を繰り返し、欠席も増える。
- ☐ 何かに怯えたそぶりや、人目を気にするようになる。

<授業中や休み時間>

- ☐ 発言すると友達から冷やかされる。
- ☐ 一人でボツンとしている。
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- ☐ 教職員の近くにいたがる。

<給食時間や清掃時間>

- ☐ 配膳すると嫌がられる。
- ☐ 好きな食べ物を友達に譲る。
- ☐ グループで食べる時、机を離している。
- ☐ 食事の量が減ったり食べなかったりする。
- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。

<その他>

- ☐ 持ち物が壊されたり隠されたりする。
- ☐ 持ち物や机に落書きをされる。
- ☐ 服に靴の跡がついている。
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる。
- ☐ 本人が訴えるけがの状況と理由が一致しない。
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどしている。
- ☐ ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。
- ☐ 手や足に擦り傷やあざがある。

Ⅸ いじめ防止年間指導計画

いじめの防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのためには、組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ防止に取り組むことが大切である。月1回のいじめ防止対策委員会の開催、関係機関（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等）との連携、教職員の研修、子どもへの指導、地域や保護者との連携などに留意し、いじめられている子ども 総合的にいじめ防止に向けての取組を推進する。

		いじめの防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1 節	4 月	○いじめ防止基本方針の内容の確認 ○情報モラルの指導（年間を通して実施） □いじめ防止対策委員会①	○担当児童の引継ぎを生かした指導のスタート	○土曜参観 ○個人懇談①
	5 月	○学びの支援全体会① □いじめ防止対策委員会②	○1 節の振り返り	
2 節	6 月	□いじめ防止対策委員会③	○楽しい学校生活を送るためのアンケート①	
	7 月	□いじめ防止対策委員会④		○参観懇談
	8 月	□いじめ防止対策委員会⑤		
	9 月	□いじめ防止対策委員会⑥	○悩みやいじめに関するアンケート調査 ○2 節の振り返り	
3 節	10 月	□いじめ防止対策委員会⑦		○個人懇談②
	11 月	□いじめ防止対策委員会⑧ ○学びの支援全体会②		
	12 月	□いじめ防止対策委員会⑨	○児童アンケート ○3 節の振り返り	○保護者アンケート ○参観懇談
4 節	1 月	□いじめ防止対策委員会⑩		
	2 月	□いじめ防止対策委員会⑪ ○学びの支援全体会③	○楽しい学校生活を送るためのアンケート②	○参観懇談
	3 月	□いじめ防止対策委員会⑫	○4 節の振り返り ○担当児童の丁寧な引継ぎ	
通年		○情報モラルの指導 ○道徳教育の充実	○S Cによる教育相談 ○健康観察の実施	

指導体制

- いじめ防止の取組の大切さをすべての教職員が認識し、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」（道徳教育、特別活動等）に組織的に取り組む。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめが起こった時、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応する。